

## 民主党政権による教員養成免許制度の見直しを考える

八尾坂, 修

九州大学大学院人間環境学研究院 : 教授 : 教育経営学 (教育行政, 学校経営)

<https://doi.org/10.15017/17029>

---

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 12, pp.1-5, 2009-12. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

## 〈巻頭言〉

### 民主党政権による教員養成免許制度の見直しを考える

八尾坂 修

新政権による教育政策として、教員免許制度の抜本的な見直し、教員の養成課程六年制（修士）、養成と研修の充実（民主党政権集 INDEX2009、平成二十一年七月二十三日）が注視されている。第一七三回臨時国会質疑では、一貫通貫で六年制ということとを別にっていないが（鈴木寛文部科学副大臣、同年十一月十八日、衆議院・文部科学委員会）、総理の答弁にあるように、教員免許更新性の見直し、現職教員の資質向上のための専門免許状制度の導入（同年十月三十日、参議院・本会議）についての調査・検討は本格化しそうである。

ただし、文科省の『教員免許更新制等の今後のあり方について』（平成二十一年十月一日）が示すように、平成二十一年度に施行されたばかりの教員免許更新制度、これまでの十年経験者研修、教職大学院のあり方等について、拙速を避け、検証することが不可欠である。

#### 更新・上進制の一体化と修士号取得—アメリカ—

教員養成課程六年制構想が出されたとき、フィンランドの教員養成を想起したが、この国は実質六年制ではなく、学士課程三年＋修士課程二年の学位制度のもと、五年制のようである。この国では、修士号の取得が学校教員に求められているのは確かであるが、私が五年前、中央教育審議会教員養成部会における免許更新性の検討の際に報告した、アメリカの教員免許更新・上進制に基づく修士号取得は参考になると考えられる。

当時の教員養成部会では更新性のみ焦点化され、更新・上進制の接続について検討の余地はなかったといえる。

アメリカの今日の特徴は、更新・上進制の一体化である。免許状の交付は、各州の専管事項であり、少なくとも学士号（四年制）の取得と州認定の教職課程修了が教員免許状取得の要件である。最も多くの州で導入されているのは、数種類の等級別・有効期限付き免許状を教職経験と共に、一定の単位あるいは修士号取得などにより、更新・上進させるものである。

カリフォルニア州では、学士号取得と一定の教職単位履修によって仮免許状（有効期間五年、更新不可）を取得するが、上進要件として一年間の修士課程修了相当の教職専門教育を履修することにより、五年間有効な普通免許状を取得する。

また、ニューヨーク州を例にとると、学士号取得＋一定の教職単位履修によって仮免許状 (initial certificate 有効期間五年、更新不可) を取得する。その上進要件として、三年間の教職経験、一年間の履修による修士号取得によって終身有効な普通免許状を取得する。ただし、終身有効であっても、五年ごとに所属学区において一定時間 (一七五時間) の現職研修が義務づけられているのである。

#### ① 国 教員免許更新・上進制 (修士号相当要求)

##### ①教員免許状の上進・更新 [例：カリフォルニア州]

学士号, 一定の教職単位取得



仮免許状 (有効期間 5年, 更新不可) 取得  
上進<sup>1)</sup>→普通免許状 (5年有効) 取得→更新<sup>2)</sup>

##### 1)の主な上進要件

ア. 1年間の大学院修士課程修了あるいは初任教員を対象とする州の支援評価プログラムの受講  
イ. 薬物教育, コンピュータ教育等に関する科目の履修

##### 2)の主な更新要件

ア. 州認定プログラムの修了 [例]150 時間以上の現職研修参加及び半年間の教職経験

##### ②教員免許状の上進・終身 [例：ニューヨーク州]

学士号, 一定の教職単位取得



仮免許状<sup>1)</sup> (有効期間 5年, 更新不可) 取得  
上進<sup>1)</sup>→普通免許状 (終身有効<sup>2)</sup>) 取得

##### 1)の主な上進要件

ア. 3年間の教職経験, 大学院で修士号取得  
2)仮免許状の1年間の延長 (extension) を認めるが, 認定大学院における 24 時間相当の履修による仮免許状の発行  
3)終身有効の免許状であっても, 5 年ごとに所属学区において 175 時間の現職研修参加

※カリフォルニア州の 5 年有効な免許状の更新であれ, ニューヨーク州の終身有効な免許状であれ, 一定の現職研修を要求されていることがわかる。

この点、新政権下における六年制の教員養成 (一貫性も検討材料) を考える上で、

アメリカのように一定年数の教職経験というファクターを取り入れ、修士号取得めで免許制度上、学部と大学院の一貫教育を意図しない、つまり硬直的でないシステムも一案である。つまり、構想されている学校経営・教科指導・制度指導分野での専門免許取得を一般免許状と切り離し、六年一貫制でないルートによって取得した方が、現実的有効性を伴うであろう。

ただし、フィンランドの例でも修士号取得後、自ら研鑽（研修）に励むことが少なくなりつつある傾向が指摘されている。わが国でも、たとえ終身有効な専門免許状あるいは、大学院レベルでの一般免許取得の道を開いたとしても、ニューヨーク州の例のごとく、取得後、何らかの自己研鑽の機会が期待されて当然である。その際、現行の法令研修である初任者研修、一〇年経験者研修、各都道府県・指定都市教育委員会などで実施されている年次研修の位置づけ・見直しが求められる。

また、大学院での実践的指導力を高めるカリキュラム開発はむろん、現職研修内容も、受講者からして免許教科関連などのニーズに見合う研修内容の選択も必要となる。アメリカの例では、大学でのコース履修のみならず、担当免許教科におけるワークショップ、会議への出席、職能成長のための実務、リーダーシップ経験、専門誌における専門記事の執筆、専門組織におけるボランティア活動、様々な教育場面において知識及び理解を深めるための機会も取得単位として認められているが、一考の余地がある。

中教審に教員免許更新性が改めて諮問された当時（平成十六年十月二十日）森越康雄氏（当時の日教組委員長）は、「……教員の専門職大学院構想に注目している。欧米の国々は、教員養成と現職研修の改革のために大学と学校現場の共同作業を進めている。そこに学びながら、プロとしてのキャリアを積んでいく仕組みを作り出す契機としたい」と述べていた。

筆者（八尾坂）も、米国の例を引きあいに、“教師としてふさわしくない人を除く引き算の仕組みより、専門性を伸ばす足し算に力点を置いた免許制度として発展してきた”ことを述べ、専門性「加算」の発想のもと、更新性を捉える必要性を指摘した。また、大学院における現職教育の場の活用、大学と学校・教育委員会の連携によるカリキュラムづくりの重要性も提示したが、資質の高い人材育成という視点では共通と考える（「三者三論——教員免許の更新性」、『朝日新聞』平成十六年十月二十二日付け朝刊。ほかに元河合塾理事・丹羽健夫氏の論考あり）。

### 選択ルートとしての大学院教員養成

広く人材を教育界に確保するという柔軟な視座に立つと、教職大学院（平成二〇年度開学）においてストレートマスターのための履修コース、大学で教職課程を履修せず小学校教員を志望する者への履修コースがすでに開設されている。上記のケースと若干類似しているが、アメリカにおいても十数年来、大学における伝統的な教員養成

コースへのオールタナティブ（代替）免許制度として大学院レベルに特化したプログラムも存在し、特定強化の教員不足への対応よりも、有能な教員確保に貢献している。

マサチューセッツ州の教員免許規定に則りつつ、ハーバード大学教育学大学院の例では、「中途キャリア数学・理科プログラム」（Midcareer Math and Science Program）がある。中等学校における資質の高い教員の確保を目的とした一年間の教職実践集中プログラムである。主に技師や理系の専門職経験のある人材に、年間のうち春学期に最低三〇〇時間の実習と演習が組み込まれる。

また、バージニア州の免許規定では教員養成五年制を求めているわけではないが、バージニア大学のように学部＋修士五年一貫教員養成を行う州立大学もある。学部レベルで教職専門科目や免許教科専門科目を履修した上で、大学院一年次で臨床実習とその経験に基づく学校課題解決のストラテジーを講じる学習をインテンシブに行う。

わが国でも今後一貫性を考慮に入れた大学院レベルの教員養成を選択ルートとして充実させるには、特別選考による教職確保、返還免除奨学金の保証、教職大学院の拡大が必要である。また、一般社会人や現職教員の教職大学院における学修機会を確保するには、昼夜開講制、土・日曜、夏季休業中の履修とともに、修了者の学校組織におけるポジティブな活用（たとえばミドルリーダーとしての配置・処遇）といったインセンティブが期待される。

### 教員免許更新制の検証

教員免許更新制は見直しの対象である。更新制の意図は、指導が不適切な教員を教壇に立たせない排除の論理でないことを、当時の教員養成部会の委員は共通認識していた。むしろ教師力を高めるための更新制として、長期的に教師自らが診察しつつ自己啓発を図る機会として捉えていたと確信する。

一年目の更新講習を通しての“光”は、大学と学校・教育委員会とのパートナーシップ（連携）、コミュニケーション・チャンネル（意思疎通）が少なからず進んだことではなかろうか。多くの大学教員は概して学部学生を対象とした授業が多く、現職教員を対象に講義や演習をする等の機会はなかった。むしろ、大学側が人生経験のある社会人を対象に、教授内容・方法を創意工夫する契機となり、教員養成・研修全般に対する波及効果も見られよう。

現行教員免許更新制のあり方を結論づけるには、多面的角度から探る必要がある。例えば、すでに更新講習を修了した教員への措置と他の対象教員への対応、すでに有効期限付きの教員免許状を授与された者、平成二十一年度卒業者に授与される新免許状の措置、教員免許制度見直し期間における免許更新制度の位置づけなども対象となる。

また、一〇年経験者研修では、校外・校内研修をおのおの一五～二〇日間程度求め

ており、免許状更新講習の三〇時間（五日間程度）に比較し、修士論文必修単位を除いた大学院修士号取得相当の単位履修ともみなし得る。更新講習、一〇年研修、一般免許状、専門免許状取得のための大学院での養成・研修との関連性・一体化の検討も看過し得ない。

本稿は拙著「新政権における教員養成・免許制度改革の展望」『教職研修』2010年2月号、拙著「アメリカにおけるわが国の教員養成6年制への可能性」『教職課程』2010年3月号に基づき、執筆している。